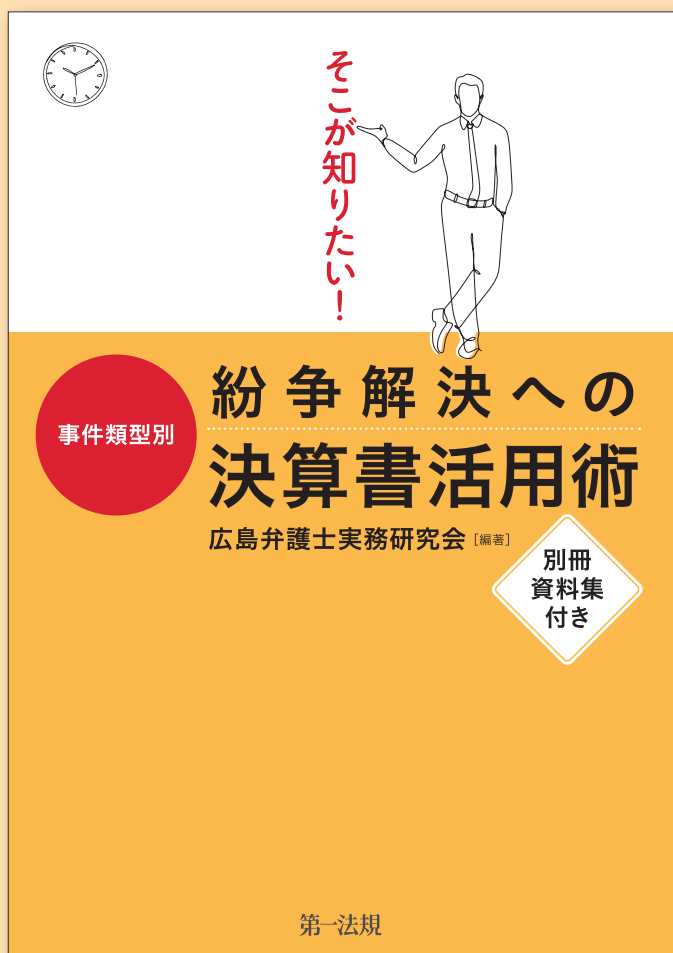
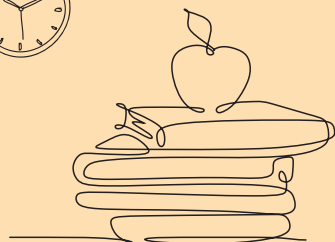


法的紛争での決算書の「活かし方」がわかる！

そこが知りたい！
事件類型別

紛争解決への 決算書活用術

広島弁護士実務研究会 [編著]



本書の特長

- ◆ 訴訟や法的紛争において、「自己の主張の根拠とするための」決算書の読み方がわかる！
- ◆ 決算書を読み解くポイントがつかめる！
- ◆ 具体的な設例をもとにした Q&A から、効果的な決算書の活用方法が身につく！

A5 判 256 頁

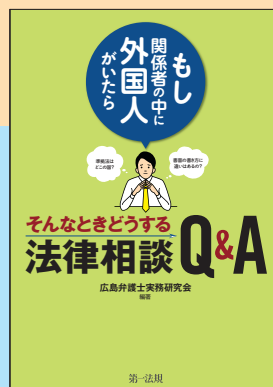
定価：3,300 円（本体：3,000 円 + 税 10%）

広島弁護士実務研究会 [編著]

好評発売中！

『～もし関係者の中に外国人がいたら～
そんなときどうする法律相談 Q&A』

『Q&A 弁護士のための SNS の正しい活用術』



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

Q&A形式で、自己のケースに当てはめて理解できる!

目次

第1 総論

1 決算書の基礎知識

- (1) はじめに～「決算書」と聞いてイメージするものは?～
- (2) 実務の中で「決算書」と呼ばれることがある会計書類
- (3) 会社における「決算書」のつくられ方
- (4) 財務三表の機能
- (5) 「決算書」の見方・扱い方
- (6) 決算書と会計帳簿等の保存義務

2 決算書と法人税申告書別表等の読み方

- (1) 法人税申告書別表・法人事業概況説明書
- (2) 決算書を読み解く勘所

3 証拠としての決算書

- (1) 決算書から何が読み取れるのか
- (2) 決算書のどこを証拠として提出するのか
- (3) 要証事実との関係性
- (4) 書証としての提出の仕方
- (5) 決算書の信用性と証明力

4 決算書の入手方法

相手方が決算書を出さないとき

第2 各論

1 離婚

- (1) 財産分与〔Q1～Q4〕
- (2) 婚姻費用・養育費〔Q5〕

2 遺産分割

- (1) 遺産に株式がある場合〔Q6～Q8〕
- (2) 遺産に会社に対する貸付金がある場合〔Q9〕
- (3) 被相続人が会社の保証人だった場合〔Q10〕

3 破産

破産の申立代理人としての決算書の検討〔Q11、Q12〕

4 私的整理

私的整理における決算書の検討〔Q13〕

本書内容見本

1 離婚

(1) 財産分与

Q01

離婚事件の相手方が法人の代表者です。会社の決算書が証拠として提出されているのですが、財産分与において、どのような点に注意して決算書をみればよいでしょうか。また、個人事業主だった場合はどうでしょうか。

A

1. 法人代表者の場合

相手方が法人の代表者の場合、まず相手方がもっている当該法人の株式や持分権の評価額が財産分与において争点となることが考えられます。これは法人代表者に限らず、当事者が株式をもっている場合に一般的に問題となることですが、法人代表者の場合は、一般的な証券取引によって取得した株式ではなく、非公開会社の株式である場合も多いため、その評価額がより問題となりやすいと考えられます。

株式の評価方法についてはQ8を参照してください。

また、相手方が法人に対して貸付けをしている場合も珍しくありません。これは、勘定科目内説明細書の借入金部分などをみれば明らかとなります。法人への貸付金があれば、それは当然、相手方が法人に対して返還請求権をもっていることになり、当該債権は財産分与の対象財産となりますので、決算書を取得したら貸付金の有無をチェックする必要があります。たとえば、役員報酬は(税務上)期中にほどの理由がない限り変更できないところ、月次の役員報酬を支払うための会社の現預金が十分でなく、予定していた役員報酬を全額支払うことができないときには、その不足額を役員の会社に対する貸付金としていること

100 第2 各論

5 交通事故事件

- (1) 会社役員の交通事故〔Q14〕
- (2) 個人事業主の交通事故〔Q15〕

6 労働

整理解雇〔Q16〕

7 民事執行

民事執行における決算書等の説明〔Q17〕

8 事業承継

事業承継における決算書の検討〔Q18〕

があります(要するに、会社が支払うべき役員報酬を支払えないので、役員から借りたことにして役員報酬を支払っていることにする処理をしているということです)。そして、このような貸付金を未精算のまま決算処理をしようとする、期末に役員の会社に対する貸付金が残ることになります。

ただ、逆に法人が代表者に対して貸付けをしている場合もあり、相殺される可能性もあります。当該代表者からの借入金のみではなく、当該代表者への貸付金がないか、他には仮受金や仮払金がないか、などをチェックする必要があります。代表者に対する使途不明金、損金として計上できない交際費などが貸付金や仮払金として処理され、累積で多額になっている会社もあります。代表者が取引先や知り合いと飲みに行くとくに会社の金庫からお金をもっていったまま未精算となってしまうなどの、実質的には代表者の個人的な用途のために費消されてしまったものもあるかもしれません。

代表者への貸付金があった場合、相殺適格が離婚における財産分与の基準日より前であった場合、相殺の適格効(民法506条2項)によって、財産分与の基準日には既に対価で相殺されていることになるはずですが、これは、貸付金の存在を主張された場合の反論となり得ると考えられます。

また、そもそも会社への貸付けによる返還請求権は、貸付けの原因等によっては、特有財産であるという主張も成り立ち得ると考えられるので、反論の際には検討が必要でしょう。

法人の個々の財産は、個人の財産とは別人格に帰属するものであり、直接的には財産分与の対象とはなり得ないのが原則です。しかし、その法人が夫婦の婚姻後の個人営業により得た資金を投下して発足させた延長であり、個人が実質上の管理処分権を有していた場合など、実質上夫婦の一方又は双方の資産と同視できる場合には財産分与の対象となるという裁判例もあります(大阪地判昭和48・1・30判タ302号233頁

1 離婚 101

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 ストア

検索

CLICK!

キ リ ト リ 線

申込書〈第一法規刊〉

書名	価格	部数
そこが知りたい! 事件類型別 紛争解決への決算書活用術 [074021]	定価3,300円(本体3,000円+税10%)	部
~もし関係者の中に外国人がいたら~ そんなときどうする法律相談 Q&A [069591]	定価3,080円(本体2,800円+税10%)	部
Q&A 弁護士のための SNS の正しい活用術 [065615]	定価2,750円(本体2,500円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適応税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) ☐代金引換により支払います。 ☐現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	
フリガナ	TEL — —
ご氏名	E-mail @

お客様の個人情報の
取り扱いについて

お客様より預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokico.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL 0120-203-696 ☎FAX 0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印

決算書活用術 (074021) 2021.5 HO